

## ○妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項

### 妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項

#### (趣旨)

第1条 この要項は、妙高市滞在型市民農園条例（平成19年妙高市条例第12号。以下「条例」という。）により設置する妙高市滞在型市民農園（以下「市民農園」という。）において、新規利用者の獲得及び当市への移住定住者促進を図るために実施するモニター利用の運用について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要項において「モニター利用」とは、前条の目的に資するようクラインガルテン妙高を短期的に利用させることをいう。

#### (利用期間)

第3条 モニター利用の期間（以下「利用期間」という。）は、最長1月とする。

2 同一人物の利用は、1年に1回とする。

#### (利用許可申請)

第4条 モニター利用をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 前項の規定によりモニター利用の許可を受けようとする者は、利用開始日の120日前から利用開始日の7日前までの間に妙高市滞在型市民農園モニター利用許可申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

#### (利用の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニター利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。
- (3) 市民農園又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 妙高市に住所を有するとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

#### (利用の条件)

第6条 モニター利用をする者は、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 利用終了時、市民農園及び附属設備の原状回復を行うこと。
- (2) 市民農園又は附属設備の汚損、損傷、又は滅失させる行為をしないこと。
- (3) 騒音、異臭、振動等により、他に市民農園を利用している者及び周辺地域に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 利用終了時、指定管理者が行うアンケートに協力すること。

(利用の許可)

第7条 指定管理者は、モニター利用の許可をするときは、妙高市滞在型市民農園モニター利用許可書（別記様式第2号）を交付する。

(利用の変更又は取消し)

第8条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、妙高市滞在型市民農園モニター利用変更・取消申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用の変更又は取消しを許可するときは、妙高市滞在型市民農園モニター利用変更・取消許可書（別記様式第4号）を交付する。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害について指定管理者はその責を負わない。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 第5条の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) この要項に基づく規定に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により市民農園が利用できなくなったとき。

2 指定管理者は、前項の規定により利用を停止し、又は利用の許可を取消したときは、妙高市滞在型市民農園モニター利用許可取消等通知書（別記様式第5号）を交付する。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者が定める日までに別表に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の利用料金には、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の額を含むものとする。

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる基準により、利用料金の全部又は一部を還付するものとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、市民農園が利用できなくなったとき。利用することができなくなった日数分（理由が発生した日分を除く。）に相当する利用料金の額

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。 市長が必要と認めた額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、妙高市滞在型市民農園モニター利用料金還付申請書（別記様式第6号）を当該理由が生じたのち、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の還付を決定するときは、妙高市滞在型市民農園モニター利用料金還付決定通知書（別記様式第7号）を交付する。

(損害賠償等)

第12条 利用者が、故意又は過失により市民農園又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 前条の事由が生じたとき、利用者は、モニター利用における妙高市滞在型市民農園等損傷滅失届出書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(要項実施のための準用規定)

第13条 前条までに定めるもののほか、要項実施のための手続その他施行について必要な事項は条例の例によるものとする。

別表（第10条関係）

利用料金

制度の名称	利用単位	利用料金
クラインガルテン妙高モニター利用	最長1月	月額 17,600円

備考

- 1 共益費は、別途負担とする。
- 2 光熱水費は、実費負担とする。
- 3 利用期間が1月に満たないときは、1月とみなす。